

市区町村別集計項目(推進体制等)

和歌山県	
市区町村数	30

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1				問2-1 庁内連絡会議の有無	問2-2 諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)				
			担当課(室)名	所属	事務所掌	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無				
						問3-2 条例名称			問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況	
						10	13	3				30					
30	201	和歌山市	男女共生推進課	1	1	1	1	和歌山市男女共同参画推進条例	2018年6月28日	2018年6月28日		第5次和歌山市男女共同参画推進行動計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
30	202	海南市	市民交流課	1	2	1	1				2	第4次海南市男女共同参画基本計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
30	203	橋本市	人権・男女共同推進室	1	2	1	1	橋本市男女共同参画推進条例	2015年9月25日	2015年10月1日		第3次橋本市男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1		
30	204	有田市	市民課	1	2	1	1				0	第4次有田市男女共同参画プラン	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1		
30	205	御坊市	人権・男女共同参画推進室	1	2	0	1				0	第2次御坊市男女共同参画プラン	2014年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	1		
30	206	田辺市	男女共同参画推進室	1	1	1	1				0	第2次田辺市男女共同参画プラン	2014年4月 ~ 2024年3月	0	1		
30	207	新宮市	人権政策課	1	2	1	0				0	第2次新宮市男女共同参画プラン	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1		
30	208	紀の川市	人権施策推進課	1	2	1	1				0	第2次紀の川市男女共同参画推進プラン	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1		
30	209	岩出市	市長公室	1	2	0	1				0	第5次岩出市男女共同参画プラン ハーモニープラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
30	304	紀美野町	総務課	1	2	0	1				0	第2次紀美野町男女共同参画基本計画	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1		
30	341	かつらぎ町	教育委員会 生涯学習課	2	2	0	0				0	(かつらぎ町男女共同参画基本計画【第3次】)	2022年4月 ~ 2032年3月	0	0		
30	343	九度山町	教育委員会 社会教育課	2	2	1	0				0	九度山町男女共同参画基本計画	2023年4月 ~ 2033年3月	0	1		
30	344	高野町	教育委員会	2	2	0	0				0	高野町男女共同参画基本計画	2019年3月 ~ 2028年3月	0	1		
30	361	湯浅町	人権推進課	1	2	0	0				0	第3次湯浅町男女共同参画基本計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
30	362	広川町	総務課	1	2	0	1				0	第2次広川町男女共同参画基本計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1		
30	366	有田川町	総務課	1	2	0	0				0	有田川町男女共同参画計画~コンチェルトⅢ~	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1		
30	381	美浜町	総務課	1	2	0	0				0	美浜町男女共同参画計画	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1		
30	382	日高町	企画まちづくり課	1	2	0	0				0	日高町男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1		
30	383	由良町	住民福祉課	1	2	0	0				0	由良町男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1		
30	390	印南町	教育課	2	2	0	0				2	印南町男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
30	391	みなべ町	総務課	1	2	0	0				0	みなべ町男女共同参画基本計画	2016年4月 ~ 2026年3月	0	1		
30	392	日高川町	総務課	1	2	0	0				0	第3次日高川町男女共同参画基本計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
30	401	白浜町	総務課	1	2	0	1				0	白浜町男女共同参画基本計画	2013年3月 ~	0	1		
30	404	上富田町	福祉課	1	2	1	1	上富田町男女共同参画推進条例	2012年9月18日	2012年10月1日		上富田町男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2031年3月	0	1		
30	406	すさみ町	総務課	1	2	0	0				0	すさみ町男女共同参画基本計画(第2次)	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1		
30	421	那智勝浦町	観光企画課	1	2	0	0				0				0	1	
30	422	太地町	総務課	1	2	0	0				0	太地町男女共同参画基本計画	2023年4月 ~ 2033年3月	1	1		
30	424	古座川町	住民生活課	1	2	0	0				0	古座川町男女共同参画基本計画	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1		
30	427	北山村	総務課	1	2	0	0				0				0	0	
30	428	串本町	企画課	1	2	1	1				0	串本町男女共同参画基本計画	2020年4月 ~ 2030年3月	1	1		

<選択肢回答>

- | | | | | |
|--|-----------------------------|---|--|------------------------------------|
| 所属
1 首長部局
2 教育委員会 | 庁内連絡会議
1 有
0 無 | 男女共同参画に関する条例
現在の状況
1 2024年3月末までの制定を目途に検討中
2 2023年度以降の制定を目途に検討中
3 その他
0 検討していない | 男女共同参画に関する計画
女性活躍推進法の推進計画との関係
1 一体
0 一体でない
計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)
1 単独計画として策定
0 総合計画の一部として策定 | 現在の状況
1 策定予定有
0 策定予定無 |
| 事務所掌
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない | 諮問機関
1 有
0 無 | | | |

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営				
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他	
			2								0	2	2	0	0	2	0	0
30	201	和歌山市	和歌山市男女共生推進センター	みらい	640-8226	和歌山県和歌山市小人町29番地	073-436-8704	073-432-4704	http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/kyoudou_jinken_byoudou/1001128/index.html		○	○				○		
30	202	海南市																
30	203	橋本市																
30	204	有田市																
30	205	御坊市																
30	206	田辺市	田辺市男女共同参画センター		646-0028	田辺市高雄一丁目23-1	0739-26-4936	0739-24-8323	http://www.city.tanabe.lg.jp/danjo/index.html		○	○				○		
30	207	新宮市																
30	208	紀の川市																
30	209	岩出市																
30	304	紀美野町																
30	341	かつらぎ町																
30	343	九度山町																
30	344	高野町																
30	361	湯浅町																
30	362	広川町																
30	366	有田川町																
30	381	美浜町																
30	382	日高町																
30	383	由良町																
30	390	印南町																
30	391	みなべ町																
30	392	日高川町																
30	401	白浜町																
30	404	上富田町																
30	406	すさみ町																
30	421	那智勝浦町																
30	422	太地町																
30	424	古座川町																
30	427	北山村																
30	428	串本町																

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					用常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	用非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			2					2	2	2	2	0	1	0	0	1	
30	201	和歌山市	和歌山市男女共生推進センター	1997年8月1日	5	3	4,702	○	○	○	○		○			○	
30	202	海南市			0	0	0										
30	203	橋本市			0	0	0										
30	204	有田市			0	0	0										
30	205	御坊市			0	0	0										
30	206	田辺市	田辺市男女共同参画センター	1997年10月1日	2	7	1,803	○	○	○	○						
30	207	新宮市			0	0	0										
30	208	紀の川市			0	0	0										
30	209	岩出市			0	0	0										
30	304	紀美野町			0	0	0										
30	341	かつらぎ町			0	0	0										
30	343	九度山町			0	0	0										
30	344	高野町			0	0	0										
30	361	湯浅町			0	0	0										
30	362	広川町			0	0	0										
30	366	有田川町			0	0	0										
30	381	美浜町			0	0	0										
30	382	日高町			0	0	0										
30	383	由良町			0	0	0										
30	390	印南町			0	0	0										
30	391	みなべ町			0	0	0										
30	392	日高川町			0	0	0										
30	401	白浜町			0	0	0										
30	404	上富田町			0	0	0										
30	406	すさみ町			0	0	0										
30	421	那智勝浦町			0	0	0										
30	422	太地町			0	0	0										
30	424	古座川町			0	0	0										
30	427	北山村			0	0	0										
30	428	串本町			0	0	0										

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村长数	うち女性町村长数	女性比率(%)	副町村长数	うち女性副町村长数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態															
			1			9	0	0.0	10	0	0.0	21	1	4.8	19	0	0.0	3,552	327	9.2
30	201	和歌山市				1	0	0.0	2	0	0.0							1140	130	11.4
30	202	海南市				1	0	0.0	1	0	0.0							244	22	9.0
30	203	橋本市				1	0	0.0	1	0	0.0							110	7	6.4
30	204	有田市				1	0	0.0	1	0	0.0							71	0	0.0
30	205	御坊市				1	0	0.0	0	0								121	9	7.4
30	206	田辺市				1	0	0.0	2	0	0.0							210	11	5.2
30	207	新宮市				1	0	0.0	1	0	0.0							159	17	10.7
30	208	紀の川市				1	0	0.0	1	0	0.0							199	4	2.0
30	209	岩出市				1	0	0.0	1	0	0.0							396	84	21.2
30	304	紀美野町										1	0	0.0	1	0	0.0	65	2	3.1
30	341	かつらぎ町										1	0	0.0	1	0	0.0	25	0	0.0
30	343	九度山町										1	0	0.0	0	0		12	1	8.3
30	344	高野町										1	0	0.0	1	0	0.0	66	4	6.1
30	361	湯浅町										1	0	0.0	1	0	0.0	47	6	12.8
30	362	広川町										1	0	0.0	1	0	0.0	39	1	2.6
30	366	有田川町										1	0	0.0	1	0	0.0	106	1	0.9
30	381	美浜町										1	1	100.0	1	0	0.0	12	1	8.3
30	382	日高町										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
30	383	由良町										1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0
30	390	印南町										1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
30	391	みなべ町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
30	392	日高川町										1	0	0.0	1	0	0.0	79	4	5.1
30	401	白浜町										1	0	0.0	1	0	0.0	66	1	1.5
30	404	上富田町	2013年10月5日	上富田町男女共同参画都市宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	98	12	12.2
30	406	すさみ町										1	0	0.0	1	0	0.0	38	0	0.0
30	421	那智勝浦町										1	0	0.0	1	0	0.0	55	1	1.8
30	422	太地町										1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
30	424	古座川町										1	0	0.0	1	0	0.0	43	6	14.0
30	427	北山村										1	0	0.0	0	0		4	0	0.0
30	428	串本町										1	0	0.0	1	0	0.0	71	3	4.2

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	問9-1						調査時点コード														
		問8-1		問8-2							(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他									
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数				女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)							委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)				
	小計			514	405	8,264	2,399	29.0	603	467	8,724	2,273	26.1	163	82	893	122	13.7	614	59	9.6	638	59	9.2							
30	201	和歌山市	40.0	2027年3月	75	68	1,350	440	32.6	69	63	1,309	434	33.2	6	5	42	6	14.3	40	8	20.0	41	8	19.5	2	2023年5月1日	2	2023年5月1日	2	2023年5月1日
30	202	海南市	40.0	2027年3月	38	34	788	260	33.0	32	29	717	231	32.2	6	4	33	6	18.2	25	6	24.0	26	6	23.1	1					
30	203	橋本市	45.0	2032年3月	50	40	882	249	28.2	35	30	692	197	28.5	6	2	30	4	13.3	46	4	8.7	47	4	8.5	1				1	
30	204	有田市	45.0	2025年3月	61	50	928	340	36.6	13	12	139	29	20.9	6	3	30	4	13.3	14	2	14.3	15	2	13.3	1				1	
30	205	御坊市	50.0	2024年3月	31	25	534	128	24.0	29	23	484	111	22.9	6	2	30	3	10.0	38	3	7.9	39	3	7.7	1				1	
30	206	田辺市	34.0	2026年3月	64	52	1,092	345	31.6	37	30	526	125	23.8	6	4	36	6	16.7	37	7	18.9	38	7	18.4	1				1	
30	207	新宮市	30.0	2028年3月	18	15	238	60	25.2	18	15	238	60	25.2	6	4	29	7	24.1	19	0	0.0	20	0	0.0	1				1	
30	208	紀の川市	35.0	2028年3月	74	45	1,054	256	24.3	68	43	1,020	253	24.8	6	2	34	3	8.8	29	6	20.7	30	6	20.0	1				1	
30	209	岩出市	35.0	2027年3月	30	26	417	135	32.4	30	26	417	135	32.4	6	3	35	5	14.3	32	3	9.4	33	3	9.1	1				1	
30	304	紀美野町	19.6	2022年3月 (目標値達成まで期限延長)	19	15	266	51	19.2	19	14	236	49	20.8	5	2	27	2	7.4	30	2	6.7	31	2	6.5	1				1	
30	341	かつらぎ町								18	14	229	54	23.6	6	3	29	3	10.3	19	0	0.0	20	0	0.0	1				1	
30	343	九度山町								10	9	112	30	26.8	6	4	31	4	12.9	15	1	6.7	16	1	6.3	1				1	
30	344	高野町								7	5	103	21	20.4	6	3	27	4	14.8	19	2	10.5	20	2	10.0	1				1	
30	361	湯浅町	40%以上 60%以下	2027年3月	11	8	114	20	17.5	11	8	114	20	17.5	5	2	22	2	9.1	0	0	0.0	19	2	10.5	1				1	
30	362	広川町	40.0	2024年3月	5	4	45	10	22.2	5	4	45	10	22.2	6	2	32	3	9.4	15	1	6.7	16	1	6.3	1				1	
30	366	有田川町	30.0	2024年3月	18	9	227	55	24.2	18	9	227	55	24.2	5	2	52	4	7.7	6	0	0.0	7	0	0.0	1				1	
30	381	美浜町								11	8	117	21	17.9	5	2	25	3	12.0	20	0	0.0	21	1	4.8	1				1	
30	382	日高町								6	4	70	8	11.4	5	2	26	3	11.5	17	1	5.9	18	1	5.6	1				1	
30	383	由良町								2	1	24	2	8.3	5	3	30	7	23.3	14	0	0.0	15	0	0.0	1				1	
30	390	印南町								7	6	92	15	16.3	5	4	26	5	19.2	25	2	8.0	26	2	7.7	1				1	
30	391	みなべ町								10	9	131	48	36.6	5	3	32	6	18.8	17	2	11.8	18	2	11.1	1				1	
30	392	日高川町								7	5	67	11	16.4	5	2	28	3	10.7	15	0	0.0	16	0	0.0	1				1	
30	401	白浜町								15	12	226	58	25.7	5	2	37	2	5.4	21	1	4.8	22	1	4.5	1				1	
30	404	上富田町								20	14	194	45	23.2	5	2	28	3	10.7	17	3	17.6	18	3	16.7	1				1	
30	406	すさみ町								41	26	376	89	23.7	5	1	23	2	8.7	0	0	0.0	0	0	0.0	1				1	
30	421	那智勝浦町								21	14	209	32	15.3	5	4	30	5	16.7	24	0	0.0	25	0	0.0	1				1	
30	422	太地町								8	6	63	12	19.0	5	3	19	5	26.3	14	0	0.0	15	0	0.0	1				1	
30	424	古座川町								8	8	80	25	31.3	5	2	21	5	23.8	21	3	14.3	0	0	0.0	1				1	
30	427	北山村								3	1	15	2	13.3	5	2	17	4	23.5	5	0	0.0	5	0	0.0	1				1	
30	428	串本町	19.8	2030年3月	20	14	329	50	15.2	20	14	329	50	15.2	5	3	32	3	9.4	20	2	10.0	21	2	9.5	1				1	

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							目標設定の対象である審議会等の範囲			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)			
													5	5	123	41	33.3	0	0	0	0						
	和歌山市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0			
	海南市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0				
	橋本市												2	2	63	17	27.0	0	0	0	0	0	0.0				
	有田市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0				
	御坊市												2	2	50	17	34.0	0	0	0	0	0	0.0				
	田辺市												1	1	10	7	70.0	0	0	0	0	0	0.0				
	新宮市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0				
	紀の川市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0				
	岩出市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0				
	紀美野町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0				
	かつらぎ町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0				
	九度山町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0				
	高野町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0				
	湯浅町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0				
	広川町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0				
	有田川町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0				
	美浜町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0				
	日高町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0				
	由良町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0				
	印南町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0				
	みなべ町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0				
	日高川町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0				
	白浜町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0				
	上富田町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0				
	すさみ町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0				
	那智勝浦町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0				
	太地町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0				
	古座川町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0				
	北山村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0				
	串本町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0				

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
				議会名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6	問12-7							
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-1で1.を選択した場合、産産後期間の明記はあるか。	問12-3で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-5で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-6で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	問12-3で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-5で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-6で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
			9	1の合計	28	0	26		0				26	26	26	26	26	22	
			7	2の合計	0	25	2		28				1	1	1	1	2	1	
			2	3の合計	1	1			0				0	0	0	0	0	0	
			12	4の合計	1	2							2	2	2	2	1	5	
30	201	和歌山市	1	和歌山市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 次に掲げる要件を満たす文書等であって、別表に掲げるもの以外のものは、旧姓を使用することができる。ただし、職員証にあっては、戸籍上の氏を併記する場合に限り、旧姓を使用することができる。 (1)法令、条例等の規定に反しないこと。 (2)職務遂行上又は事務処理上支障があると市長が認めるものでないこと。	和歌山市議会	1	2	1	和歌山市議会会議規則 第2条 略 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出て、欠席することができる。	2				1	1	1	1	1	1
30	202	海南市	4		海南市議会	1	2	1	海南市議会 会議 規則 第2条 2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
30	203	橋本市	2		橋本市議会	1	2	1	橋本市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
30	204	有田市	2		有田市議会	1	2	1	有田市議会会議規則第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
30	205	御坊市	3		御坊市議会	1	2	1	御坊市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(胎児妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
30	206	田辺市	2		田辺市議会	1	2	1	田辺市議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第92条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
30	207	新宮市	1	新宮市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員の個性が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の理由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに必要な事項を定めるものとする。	新宮市議会	1	2	1	新宮市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
30	208	紀の川市	1	紀の川市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨)第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに必要な事項を定めるものとする。	紀の川市議会	1	2	1	紀の川市議会会議規則 第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	4
30	209	岩出市	1	岩出市職員の旧姓使用に関する訓令 第3条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、旧姓が専ら組織内部で使用され、職務遂行上支障がないと認めるときは、旧姓使用について承認するものとする。	岩出市議会	1	2	1	岩出市議会会議規則 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出て、欠席することができる。	2				1	1	1	1	1	1
30	304	紀美野町	2		紀美野町議会	1	2	1	紀美野町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7							
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例								
30	341	かつらぎ町	4	かつらぎ町議会	1	2	1	かつらぎ町議会会議規則 第2条 2前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1
30	343	九度山町	4	九度山町議会	1	2	2	高野町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1
30	344	高野町	4	高野町議会	1	3	1	高野町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1
30	361	湯浅町	2	湯浅町議会	1	2	1	湯浅町議会会議規則 第2条の2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	2	
30	362	広川町	2	広川町議会	1	2	1	広川町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
30	366	有田川町	1	有田川町職員旧姓使用取扱要綱 (承認) 第3条 職員は、町長の承認を受けて、法令及び条例等の規定に反せず、職務遂行上又は事務処理上 支障がない文書等において、旧姓を使用することができる。	有田川町議会	1	2	1	有田川町議会会議規則 第2条第2号 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
30	381	美浜町	4	美浜町議会	1	2	1	美浜町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
30	382	日高町	4	日高町議会	1	2	1	日高町長期欠席議員の議員報酬等の特例に関する規則 第2条 第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4	
30	383	由良町	4	由良町議会	3			印南町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			4	4	4	4	4	4	
30	390	印南町	4	印南町議会	1	2	1	印南町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4	
30	391	みなべ町	1	みなべ町職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、町長の承認を受けて、法令、条例等の規定に反せず、職務遂行上又は事務処理上 支障がない文書等において、旧姓を使用することができる。	みなべ町議会	1	4	1	みなべ町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
30	392	日高川町	4	日高川町議会	1	4	2	白浜町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出すること	2			2	2	2	2	2	4	
30	401	白浜町	4	白浜町議会	1	2	1	白浜町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出すること	2			1	1	1	1	1	1	
30	404	上富田町	1	上富田町職員旧姓使用取扱要綱 第3条 旧姓を使用することができる文書等の基準及びその例は別表第1に、旧姓を使用することができない文書等の基準及びその例は別表第2に掲げるとおりとする。	上富田町議会	1	2	1	上富田町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)										
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
30	406	すさみ町	2	すさみ町議会	1	2	1	すさみ町議会会議規則 ○すさみ町議会会議規則 昭和49年3月30日 議会規則第1号 第1条(略) (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第3条~第129条(略) 附 則(略)	2					4	4	4	4	2	1	
30	421	那智勝浦町	3	那智勝浦町議会	1	2	1	那智勝浦町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
30	422	太地町	4	太地町議会	1	2	1	太地町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1		
30	424	古座川町	1	古座川町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、町長の承認を得て、専ら職員の間で使用している文書等で職務執行上または事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	古座川町議会	1	2	1	古座川町議会会議規則 第2条 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
30	427	北山村	4	北山村議会	4															
30	428	串本町	1	串本町職員旧姓使用取扱規程 第3条 職員は、任命権者の承認を受けて、法令及び条例等の規定に反せず、職務遂行上又は事務処理上支障がない文書等において、旧姓を使用することができる。	串本町議会	1	2	1	串本町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

市区町村		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
市区町村	議員数	問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。			
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)				
		0	0	4			4	1	1	2			5				
		1	2	5	2	0	3	4	5	3			21				
		0	0	20			21	2	23	0			1				
		28	27							24							
30 201	和歌山市	4	4	3			3		3	4			1	地域防災計画(総則・予防計画) 第1編 第1章 第3節 第4項 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組			
30 202	海南市	4	2	3			3		3	4			1	海南市地域防災計画 【女性や子どもに配慮した防災対策の強化】性別、年齢、障害の有無、家族構成や就労状況によって必要とされる支援が異なるため、ニーズの違いやそれぞれ視点から考慮しながら、要配慮者支援がより効果的に行われるよう、平時の活動を通じ、防災対策の強化に努めます。また、被災時における女性や子ども、乳幼児に十分配慮するよう啓発に努めます。			
30 203	橋本市	4	4	3			3		3	4			2				
30 204	有田市	4	4	1	1		有田市議会議員政治倫理条例第3条第1項第2号 その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしてはならないこと。	3	3	4			2				
30 205	御坊市	4	4	3			3		3	4							
30 206	田辺市	4	4	3			3		3	1			2	田辺市議会議員の通称名等の使用に関する規程 (趣旨) 第1条 この規程は、田辺市議会議員(以下「議員」という。)が議会において使用する氏名について、公職選挙法施行令第88条第8項及び9項に規定する通称の使用が認定された氏名(以下「通称名」という。)の使用、又は議員が婚姻、養子縁組等の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍の氏を改めた後引き続き、若しくは一定期間経過後婚姻等の前の戸籍の氏を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。 (通称名等使用の届出等) 第2条 議員は、前条に規定する通称名又は婚姻等の前の氏(以下「通称名等」という。)を使用しようとするときは、通称名使用届(様式第1号)を議長に提出し承認を得なければならない。 2 議長は、前項の届出の提出があった場合において、議会の会務における議事整理上、又は議員としての活動上支障がないと認めるときは、通称名等の使用を承認するものとする。 3 第1項に規定する届出については、市議会議員一般選挙後初議会の招集日まで(補欠選挙の場合は、当該選挙後任期開始日まで)の間で、議会事務局長が定めた期限までに提出するものとする。ただし、婚姻等により戸籍の氏を改めた後、引き続き婚姻等の前の戸籍の氏を使用しようとする場合は、この限りではない。 (通称名等の使用廃止) 第3条 議員は、通称名等の使用を廃止しようとするときは、通称名等使用廃止届(様式第2号)を議長に提出しなければならない。 2 前項の届出があったときは、前条の承認はその効力を失う。 (使用の責務) 第4条 通称名等を使用する議員は、その使用に当たり、常に市民や職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 附 則 この規程は、平成29年5月26日から施行する。			
30 207	新宮市	4	4	1	1		新宮市政治倫理条例 第4条第2号 その地位を利用して嫌がらせ、強制、圧力その他の他人権を侵害するおそれのある行為をしないこと。	3	3	4			2				
30 208	紀の川市	4	4	1		3	内閣府男女共同参画局作成の「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」について周知した。	3	3	2			2				
30 209	岩出市	4	4	1		3	ハラスメント防止に関する書籍を購入し、議会図書室に設置。全議員に周知した。	1	1	4			1	岩出市地域防災計画 2 事務分掌 部・広報部 班・広報班 担当(平時の課等)・市長公室 事務分掌・避難所等における男女共同参画に関すること。			
30 304	紀美野町	4	4	2				2	2	2			2				
30 341	かつらぎ町	4	4	2				1	2	2			2				
30 343	九度山町	4	4	3				3	3	4			2				
30 344	高野町	4	4	2				2	2	4			2				

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割		
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。	
	コ ロ シ ド	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関 定 す ハ 等 る ハ 規 ス が 定 メ ン ア ル 倫 理 防 規 止	す 2 す る 議 員 向 け メ ン ト を 設 置 し て い る 窓 口 関	3 そ の 他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
30	361	湯浅町	4	4	3				3		3	4		1	避難所運営マニュアル ■避難所運営本部を中心とした避難所運営 (1) 避難所運営本部の構成 避難所運営本部は、本部長、副本部長、各活動班の班長、各居住グループのグループリーダーで構成します。 また、女性の割合3割以上を目標とするともに、本部長、副本部長のうち、少なくとも1人を女性とし、本部のメンバーに女性を入れて女性の意見が十分反映されるよう考慮します。 ■避難所運営のための活動班を設置 一部の特定の人に重い負担がかからないようにするため、各活動班を設置し、協力して避難所運営を行います。 ただし、避難所の規模や作業量によっては活動班を統合するなど、避難所に最適な状態を作ります。 また、女性の意見が反映されるよう、各活動班の構成メンバーには可能な限り女性も選出します。
30	362	広川町	4	4	3				3		3	4		2	
30	366	有田川町	4	4	3				3		3	4		2	
30	381	栗浜町	4	4	3				3		3	4		2	
30	382	日高町	4	4	3				3		3	4		2	
30	383	由良町	4	4	3				3		3	4		2	
30	390	印南町	4	4	3				3		3	4		2	
30	391	みなべ町	4	4	3				3		3	4		2	
30	392	日高川町	4	4	3				3		3	4		2	
30	401	白浜町	4	4	3				3		3	4		2	
30	404	上富田町	4	4	3				3		3	1		2	上富田町議会議員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、上富田町議会議員(以下「議員」という。)が婚姻・養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を議員活動に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。
30	406	すさみ町	4	4	3				3		3	4		3	
30	421	那智勝浦町	4	4	2				2	2	2	4		2	
30	422	太地町	4	4	2				1	3	2	4		2	
30	424	古座川町	4	4	3				3		3	4		1	古座川町地域防災計画 ウ 避難所運営の実務は、住民生活部教護班が担当する。
30	427	北山村													
30	428	串本町	2	2	3				3		3	4		2	